

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
25 - 6	障がい者福祉関係 第4回(H20.7.31)提案 第8回(H20.10.9)確認	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林市 のみの単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。	4. 重度心身障害者医療費助成 合併時に統合するよう調整する。ただし、小林 市のみ単独助成事業分については、現行補助率 の2分の1とする方向で調整する。				32
25 - 7	児童福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。	1. 保育所の整備状況 保育の実施基準は、現行のまま、新市に引き継 ぐ。定数基準を割り込んでいる現況を鑑み、経営 形態については民間委託等を含めて検討し、随時 調整する。				4
		2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成25年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。	2. 保育所入所負担金 保育料については、合併後、段階的に調整し、 平成24年度に小林市の制度等に統一する。た だし、合併年度は合併前の市町の例による。			24年度を25年度に変 更する。	5
		3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。	3. 保育料収納事務委託 保育料の納付方法を小林市の方法に統合する ため、保育料収納事務委託の委託料に関しては廃 止する。				16
		4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。	4. 出産祝金 小林市の制度等に統一するが、野尻町の制度は 経過措置として平成24年度まで継続する。				18
25 - 8	その他の社会福祉関係 第8回(H20.10.9) 提案・確認	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。	1. 福祉事務所の組織・機構 新市の福祉事務所については、本庁の福祉事務 所に統合するが、窓口サービスの低下を招くこと のないよう、各総合庁舎に一部受付業務を行う窓 口を設置する。				2
		2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。	2. 民生委員・児童委員及び主任児童委員 民生委員推薦会については委員等の調整を 図り、合併までに統合する。民生委員等は任期中 において、そのまま新市に引き継ぐ。				3